

第 22 期
大分海区漁業調整委員会
第 24 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 6 年 3 月 14 日（木） 午後 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第24回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月14日(木) 午後15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野 眞一 (会長、議長)
阿部 貴史
藤本 昭夫
齋藤 信二
須川 直樹
渡邊 英敏
疋田 一則
阿部 義広
森崎 真吾
山尾 和久
本庄 新
山本 勇
濱田 貴史
小野 裕佳

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査

漁業管理課 大屋課長、甲斐主任

水産振興課 堤総括、上田技師

臨席者 なし

4. 議事録署名委員 山尾 和久、小野 裕佳

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 別府湾南部海域における漁法の制限について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について

審議の結果 第3号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について
審議の結果 第4号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について
審議の結果 第5号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について
審議の結果 第6号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について
審議の結果 第7号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果 第8号議案	異議のない旨答申することに決した 豊予連合海区漁業調整委員会委員の選出について
審議の結果 第9号議案	原案のとおり承認することに決した 大分海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正について
審議の結果	原案のとおり承認することに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第24回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局長の倉橋です。よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、定員14名中14名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、漁業管理課大屋課長から、ご挨拶を申し上げます。

大屋課長 （ あいさつ ）

事務局長 ありがとうございます。大屋課長につきましては、業務重複のためここで退席します。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。本日はタブレットが準備できなかったため、議案書は紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。
山尾委員と小野裕佳委員にお願いします。

それでは議事に移ります。

第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨をして（アンカーを打って）行う船釣りを禁止するものです。

次の4ページをご覧ください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月26日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の5ページをご覧ください。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

次の6ページをご覧ください。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次の7ページをご覧ください。委員会指示案をお示ししていま

すが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の8ページをご覧ください。

第2号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶については、まきえ船釣りを認めています。

次の9ページと10ページに委員会指示案を載せています。

有効期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の11ページから15ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっております。内容については、期間を更新した以外は、例年と同じ内容です。

次に16ページから20ページが来年度の漁場利用協定書案です。2月26日に開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で今年度と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。

次に、21ページをご覧ください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、5月の当初の委員会で報告して、その後25件が追加され、累計で342件となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第1号議案と第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。毎年繰り返しの議案ですのでわかっていると思います。年々承認件数は減っていますが、違反の実態はどのようでしょうか。

事務局長 別府湾南部海域の投錨の禁止についてですが、年間数件の指導をしています。引き続き県のホームページや、パンフレット等で啓発活動をしていきます。

議長 須川委員、そちらの海域ですが、よろしいでしょうか。

須川委員 特にありません。

議長 他にご意見もないようですので、最初に第1号議案についてお諮りします。第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありますか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

続いて第2号議案についてお諮りします。第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありますか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の24ページをご覧ください。

第3号議案は、委員会指示により、5つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月16日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月29日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

次の25ページは、(1)佐賀関半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあ

みのまきえの使用を禁止するものです。

次の26ページが、(2)津久見市四浦地区と(3)保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台までの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の27ページをご覧ください。(4)津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場とされています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の28ページをご覧ください。(5)佐伯市鶴見地区です。図中左の宇戸島の右にあります女郎埼から地藏埼の間と大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の29ページをご覧ください。これらの委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の31ページをご覧ください。

第4号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月16日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の32ページをご覧ください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りと、おきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りを禁止するものです。

次の33ページをご覧ください。委員会指示案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。これも毎年の事案ですね。特にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第5号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の34ページをご覧ください。

第5号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大分県海域において、全長15センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後灘海面利用地区協議会、2月16日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月26日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の35ページの斜線部分が対象海域となります。

次の36ページをご覧ください。委員会指示の案をのせていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の37ページをご覧ください。まこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載しています。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成18年までしかありませんので、それ以降については、マコガレイの水揚量が把握できる県漁協2支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成7年以降、漁獲量は減少傾向ですが、近年は横ばい傾向となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

本庄委員 少し教えて下さい。委員会指示の発出が続いているのですが、委員会指示は基本的には漁業法上、恒常的なものについて予定しておらず、臨時的に改変しやすいように発出しているものだと思います。

第1号議案から第4号議案については遊漁を制限しようとするものであり、自由漁業の遊漁との問題があるので委員会指示で制限しようというのは理屈がわかるのですが、第5号議案については内容が体長制限で、遊漁者も漁業者も皆が守る必要があります。

す。何年間同じ委員会指示を発出し続けるのか。規則化や条例化する予定はないのか事務局に聞きたいのですが。

事務局長 資源の状況を見ながら判断する必要があるので、いつになったら解除するというのはいえません。

再生産が進み、漁獲量が平成7年の状態ほどに増えたら解除ということも考えられると思いますが、今は低位横ばいなので、この状態では解除はできないと思います。

また、地元の地区協議会を経て、海面利用協議から委員会指示発出の要望がきていますので、要請等を踏まえて、指示自体はこれからも継続していくものだと思います。

それからもう一点、「何年も委員会指示を発出しているので、規則で縛った方がよいのではないか」ということですが、資源の状況が変わる可能性もあり、急激な変化にも対応できるように単年度で委員会指示の発出を継続していくものだと考えます。

本庄委員 これほど長期になると、調整規則で縛っているものと、5号議案とがどう違うのか、理解がおよばなくなりました。また、整理する必要もあるのかなと思い質問しました。理解できました。ありがとうございました。

議長 他によろしいでしょうか。

地元の海面利用協議会から要望があるので委員会指示を継続しているのですが、体長制限のサイズがこれでよいのかということとは検討した方がよいのではないかと思います。

よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の38ページをご覧ください。

第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については2月16日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の39ページをご覧ください。斜線で示す大分県海域が対象海域です。

次の40ページに委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の41ページにいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載しています。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、近年は下げ止まりの傾向となっております。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

この禁止は、釣りによる全長20cm以下となっておりますが、釣り以外はOKなのでしょうか。

大石事務局
次長

委員会指示の最初の発出が平成23年くらいだったと思いますが、当時私が水産振興課で担当をしておりました。各漁業種類で規制が可能かを検討しました。釣りは選別が可能ですが、定置網は、あじなど小さい魚の漁獲を目的としたものもあり、選別が不可能という意見があったので委員会指示については釣りに限定したものと記憶しております。

議長

指示の内容は、釣りに限定しているということです。よろしい

でしょうか。

他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第7号議案の「知事管理漁獲量の設定について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の42ページをご覧ください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっています。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって、漁業法の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の43ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをのせております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明いたします。

上田技師 水産振興課の上田です。

45ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量とそれぞれの魚種ごとの知事管理区分について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までが管理期間であるくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方に

ついでご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。例外として、くろまぐろについては国際的に厳格に管理を行っているため、全都道府県数量明示で管理を行っています。

資料中段の表をご覧ください。大分県の漁獲可能量ですが、今回、くろまぐろ（小型魚）で3.8トン、くろまぐろ（大型魚）で6.4トンが大分県に配分されました。一方、するめいかは現行水準となり、目安数量として50トンが示されました。目安数量とは、表の下の※2にありますように現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

本県で漁獲されるくろまぐろ及びするめいかはわずかであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。くろまぐろ小型魚は、漁獲可能量3.8トン、大型魚は漁獲可能量6.4トンです。するめいかは現行水準管理として、漁獲努力量を通じた管理を行うこととしており、漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、くろまぐろを除いて3年を目処に見直される予定です。

次の46ページ、47ページには国からの当初配分に関する通知を、次の48ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にしてください。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありました。第7号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、第7号議

案「知事管理漁獲量の設定について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することといたします。

次に、第8号議案の「豊予連合海区漁業調整委員会委員の選出について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の49ページをご覧ください。

第8号議案「豊予連合海区漁業調整委員会委員の選出について」をご説明いたします。

次の50ページをご覧ください。広域及び連合海区漁業調整委員会委員名簿を載せております。清家皆一委員が豊予連合海区漁業調整委員会に選出されておりましたが、令和5年9月6日にご逝去されたことに伴い、新たに豊予連合海区漁業調整委員会委員1名を互選により選出するものであります。

次の51ページに、「豊予連合海区漁業調整委員会事務規程」を載せておりますが、委員会は委員12名で組織することとなり、両県の海区ごとに6名の委員を選出しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この委員について、事務局の案はありますか。

事務局長 事務局の案といたしましては、清家委員は漁業者委員であること、豊予連調委が関係する海域、豊予連調委では過去まき網で揉めたこと等を考慮し、蒲江支店の森崎委員にお願いできればと考えております。

議長 森崎委員はよろしいでしょうか。

森崎委員 はい。よろしくお願いたします。

議 長 本人が、よろしいとのことですので、事務局案の森崎委員でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。異議がないようですので、森崎委員、残りの任期をよろしくお願ひします。次に、第9号議案の「大分海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の53ページをご覧ください。

第9号議案「大分海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正について」をご説明いたします。

次の54ページをご覧ください。

「1 規程の内容」ですが、本規定は、大分海区漁業調整委員会規程、第十二条第三項の規定に基づき、大分海区漁業調整委員会事務局の事務処理について、必要な事項を定めているものです。

「2 改正の理由」ですが、令和5年4月1日より、大分県の新定年条例（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例）が施行され、定年の引き上げがされることとなりました。これに伴い令和6年4月1日から本庁に置く職員として「専門幹」の職級が追加されます。そのため、本規程について改正するものです。

「3 改正の内容」ですが、事務局の職員の役職に「専門幹」を加え、事務局の仕事を行えるようにします。

次の55ページをご覧ください。

大分海区漁業調整委員会事務局規程の新旧対照表です。第2条（事務局に置く職員）と、第3条（職員の職務）に「専門幹」を加えております」

次の56ページをご覧ください。実際の告示案になります。施行日は、「大分県行政組織規則」等の、同様の改正と合わせて、令和6年4月1日としております。

また、この改正案については、法令担当課と協議中です。よって、字句の修正など、大きく内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第9号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第9号議案「大分海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正について」は、原案のとおり承認することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第9号議案は原案のとおり承認することとします。

これで本日の議案については全て終了しました。

他に何かありませんか。

なければこれで委員会を終了します。

事務局長 本日は長時間にわたるご審議、誠にお疲れ様でした。次回の委員会は5月を予定しております。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第24回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年3月14日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員